

# 小売全面自由化に関する進捗状況

平成28年8月30日

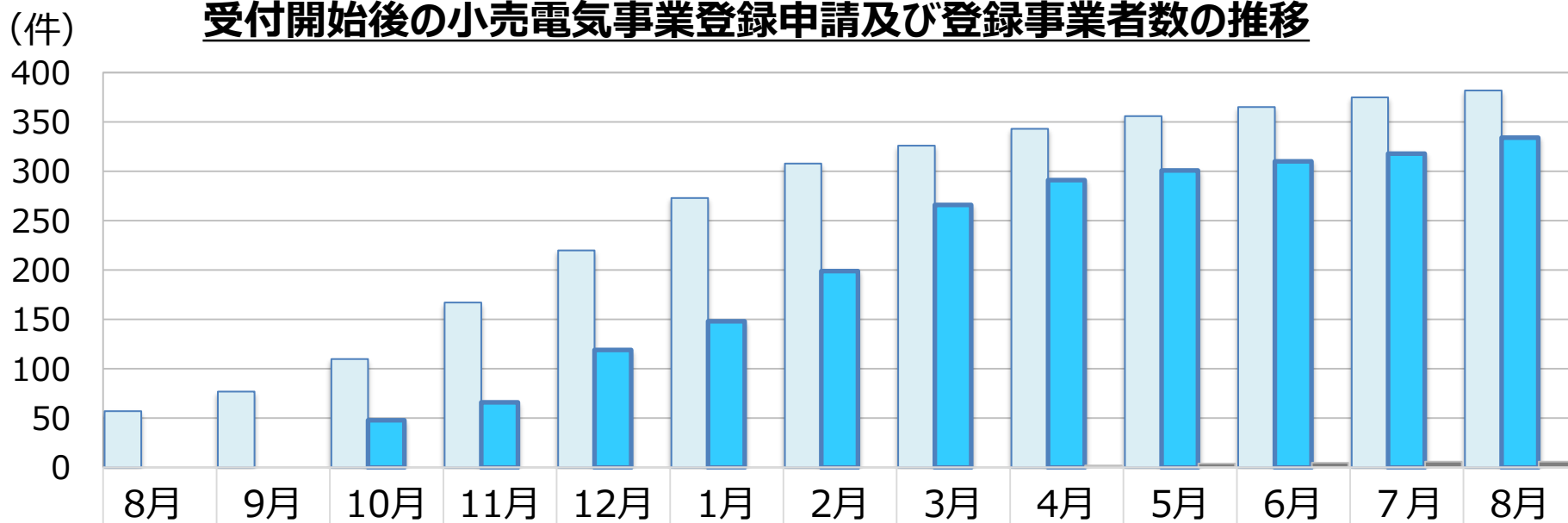
資源エネルギー庁

# **1. 小売全面自由化を取り巻く状況**

# 小売電気事業者の登録数の伸び

- 昨年8月の事前登録申請の受付開始から1年余りの間に約380件の小売電気事業者登録の申請があり、8月26日時点で334者を登録。
- 本年4月の小売全面自由化以降、申請・登録件数共に、増加率が低下している。

**受付開始後の小売電気事業者登録申請及び登録事業者数の推移**



	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
申請件数	57	77	110	167	220	273	308	326	343	356	365	375	382
登録件数	0	0	48	66	119	148	199	266	291	301	310	318	334
登録抹消件数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	5	6	6

(備考) ○上記件数について、7月までの件数は月末時点。8月は8月26日までの登録件数。

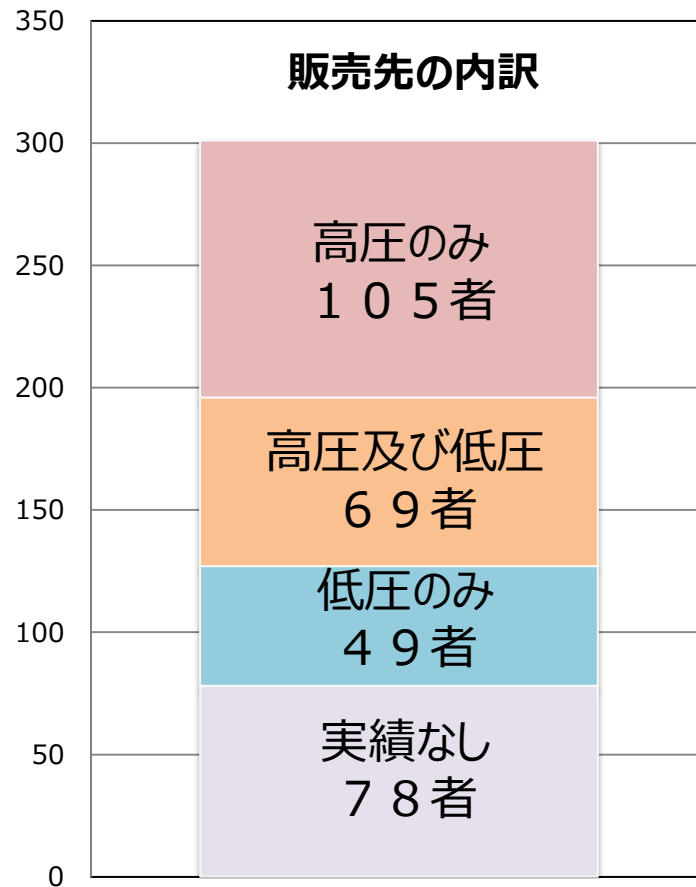
○登録件数とは、のべ登録件数から登録抹消件数(8月26日時点で6件)を差し引いた件数。また、登録抹消件数とは、事業の承継や廃止等により小売電気事業の廃止届出等を行った事業者数。

# 小売電気事業者の販売先内訳（高圧・低圧）

- 5月末時点で小売電気事業者として登録されていた301者のうち、同月に販売実績があったのは全体の約7割（計223者）であった。

※全面自由化前の本年3月時点においては、届出のあった新電力約800者のうち販売実績があったのは135者。

- このうち、販売実績が高圧（特別高圧を含む）のみの事業者が全体の約半数（105者）を占め、低圧のみの事業者は約2割（49者）であった。

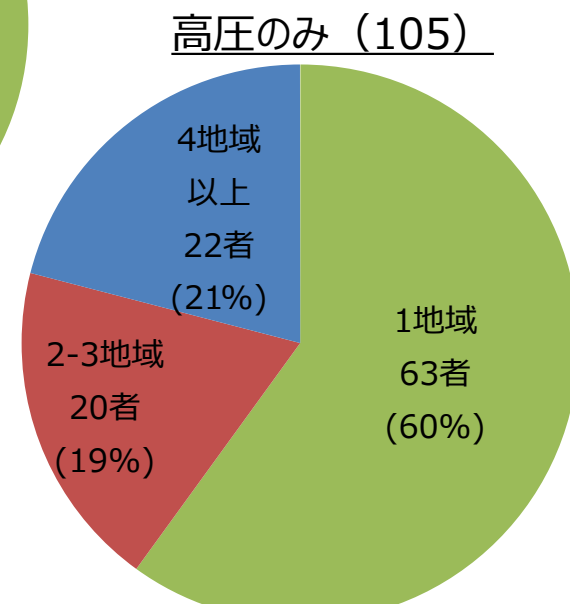
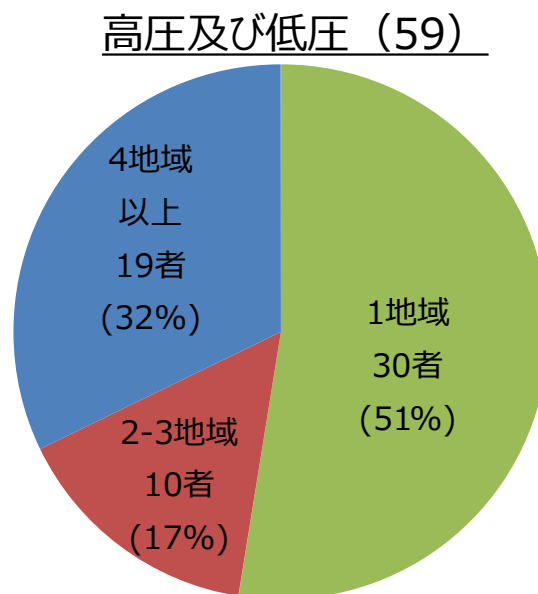
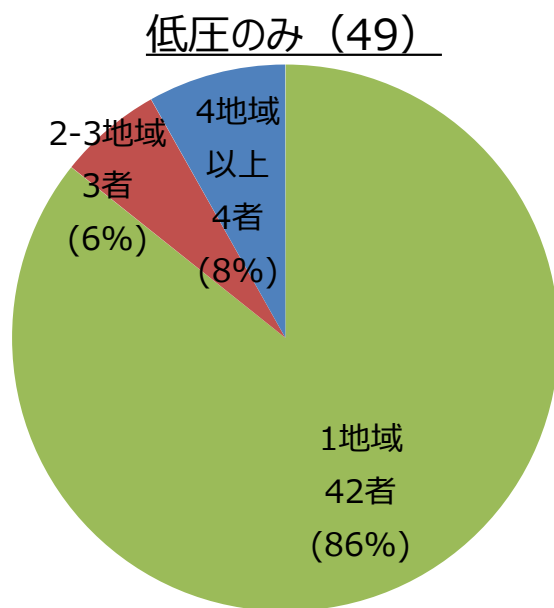


# 小売電気事業者の販売地域

- 本年5月に販売実績のあった213者※<sup>1</sup>のうち、約6割（135者）が単一地域※<sup>2</sup>での販売であった。
- 販売実績が低圧のみの事業者の方が、高圧のみの事業者より、単一地域で販売している比率が高くなっている。

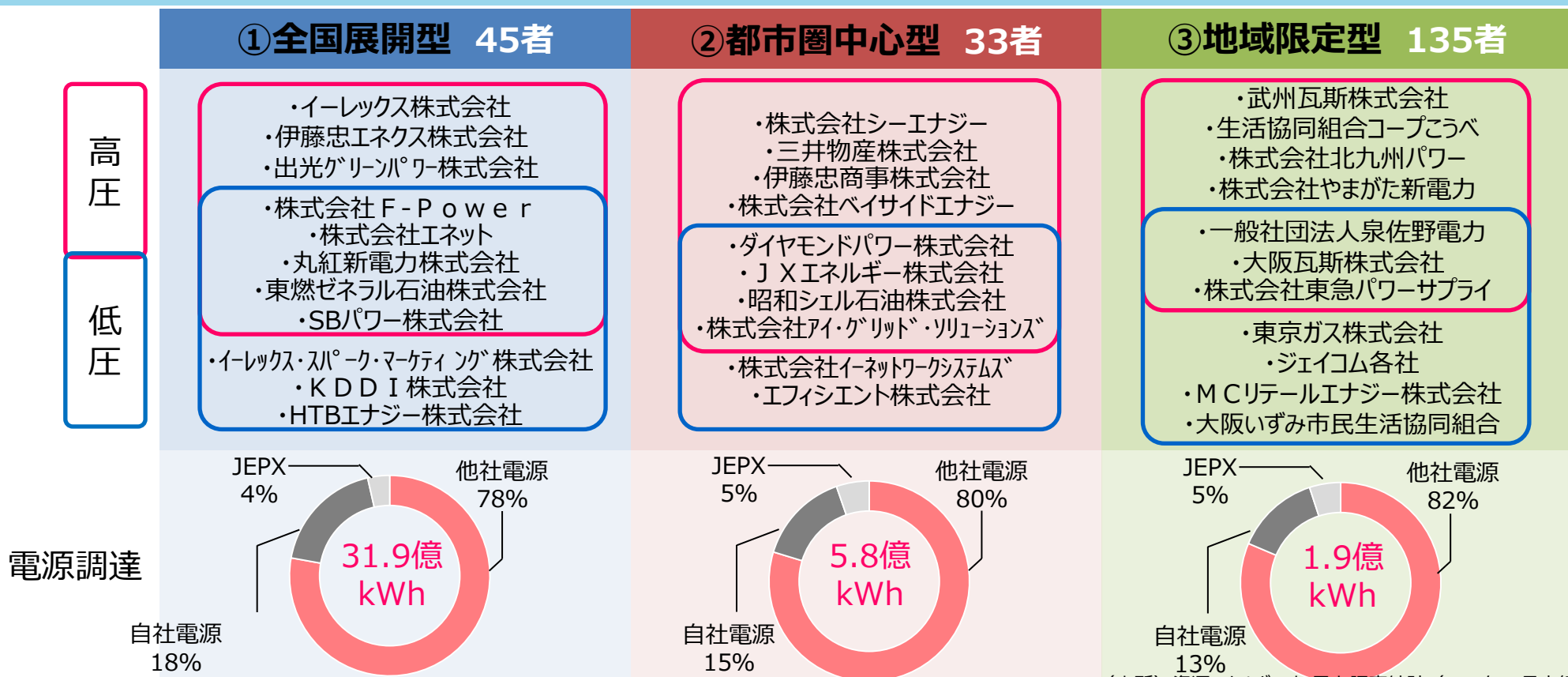
※<sup>1</sup> みなし小売電気事業者10社を除く

※<sup>2</sup> 「地域」とは一般送配電事業者の供給区域を指す。  
静岡県等、複数地域からの供給を受けている県については、使用電力量が100MWh以下の場合、より需要の多い地域での供給とみなした。



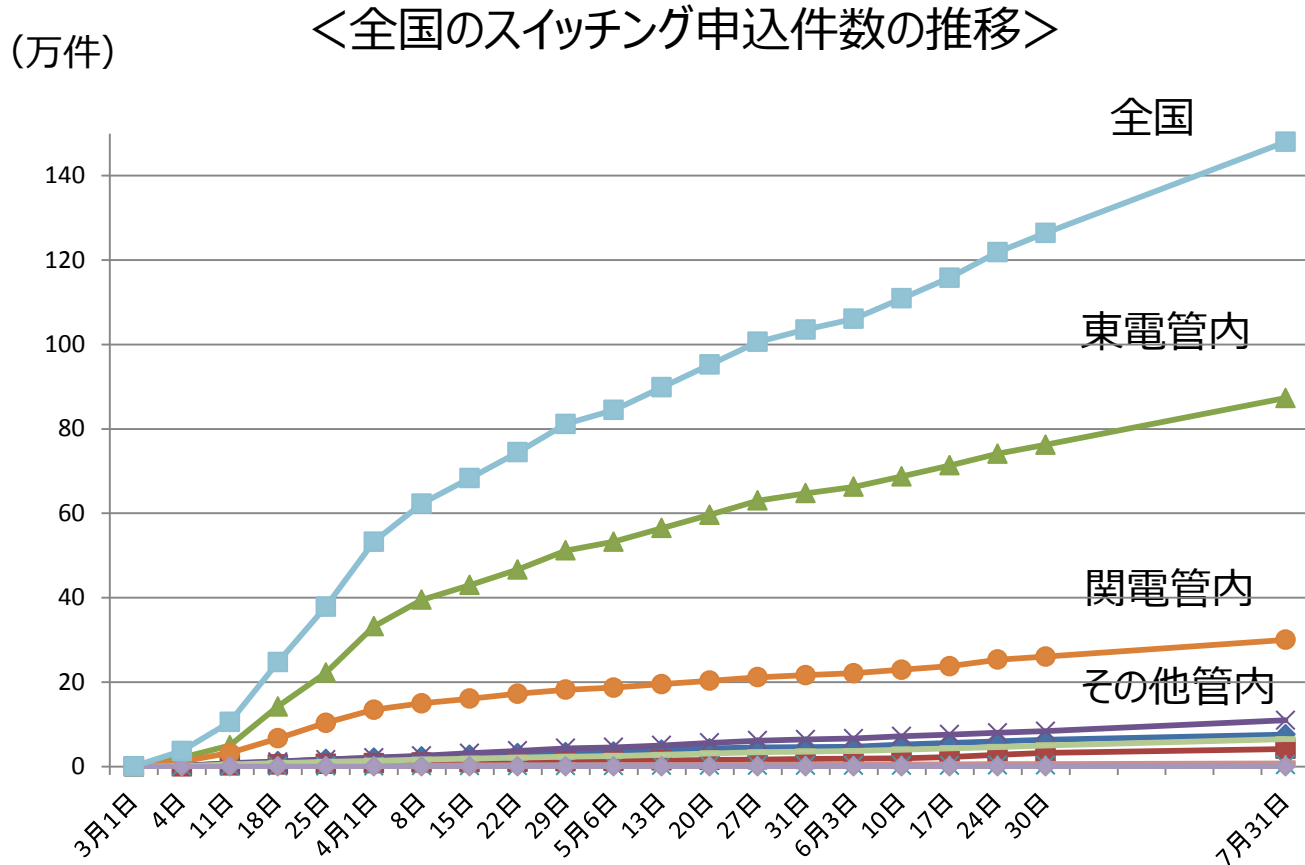
# 小売電気事業者の事業類型

- 小売電気事業者を販売地域の数で区分すると、①全国展開型（4地域以上）、②都市圏中心型（2～3地域）、③地域限定型（単一地域）の3つに分かれる。
- このうち、事業者数が最も多いのは地域限定型である一方、販売電力量が最も多いのは全国展開型となっている。
- 電力調達状況は、各事業類型によって大きな差異はないが、販売地域の数が多いほど自社電源の保有比率が高くなっている。



# スイッチングの申込状況

- 7月末時点での広域機関のスイッチング支援システムを通じた新電力への契約先の切替え（スイッチング）の申込件数※は、約148万件（全体の約2.4%）となっており、4月の小売全面自由化以降は毎月ほぼ同じペースで増加している。
- また、5月末時点での旧一般電気事業者の自社内の契約の切替え（規制→自由）の申込件数は合計約171万件（全体の約2.8%）であり、上記スイッチング件数と合わせた契約切替えの申込件数は合計約319万件（全体の約5.2%）となっている。



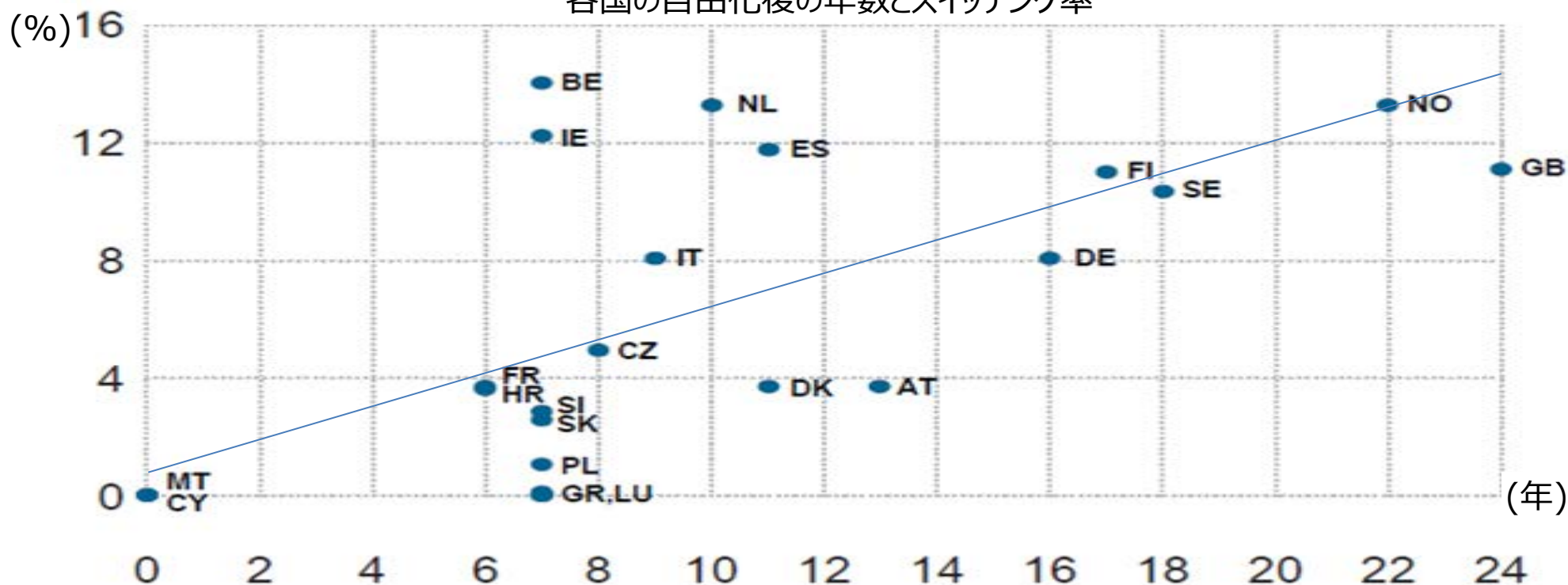
管内	申込件数 【単位：万件】	率（※） 【単位：％】
北海道	7.5	2.7
東北	4.1	0.8
東京	87.3	3.8
中部	10.9	1.4
北陸	0.4	0.3
関西	30.0	3.0
中国	0.4	0.1
四国	0.7	0.4
九州	6.4	1.0
沖縄	—	—
全国	148.0	2.4

（※）2015年度の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算

## (参考) EU各国のスイッチング率

- 電力小売が全面自由化されているEU各国では、自由化開始から時間が経つにつれ、スイッチング率は向上している。
- これは、自由化後の新たな市場の状況やスイッチングのメリット、さらにスイッチングの手続が複雑でないことについて、需要家が理解するのに時間がかかることが要因とされている。

各国の自由化後の年数とスイッチング率



注1 : 出所 ACER (欧州エネルギー規制者協力機関) / CEER (欧州エネルギー規制者評議会) (2015) Annual Report on the Results of Monitoring the Internal Electricity and Natural Gas Markets in 2014

注2 : 国の略号については、以下の通り。

AT : オーストリア、BE : ベルギー、BG : ブルガリア、CY : キプロス、CZ : チェコ、DE : ドイツ、DK : デンマーク、EE : エストニア、ES : スペイン、FI : フィンランド、FR : フランス、GB : 英国、GR : ギリシャ、HR : クロアチア、HU : ハンガリー、IE : アイルランド、IT : イタリア、LT : リトアニア、LU : ルクセンブルク、LV : ラトビア、MT : マルタ、NL : オランダ、NO : ノルウェー、PL : ポーランド、PT : ポルトガル、RO : ルーマニア、SE : スウェーデン、SI : スロベニア、SK : スロバキア

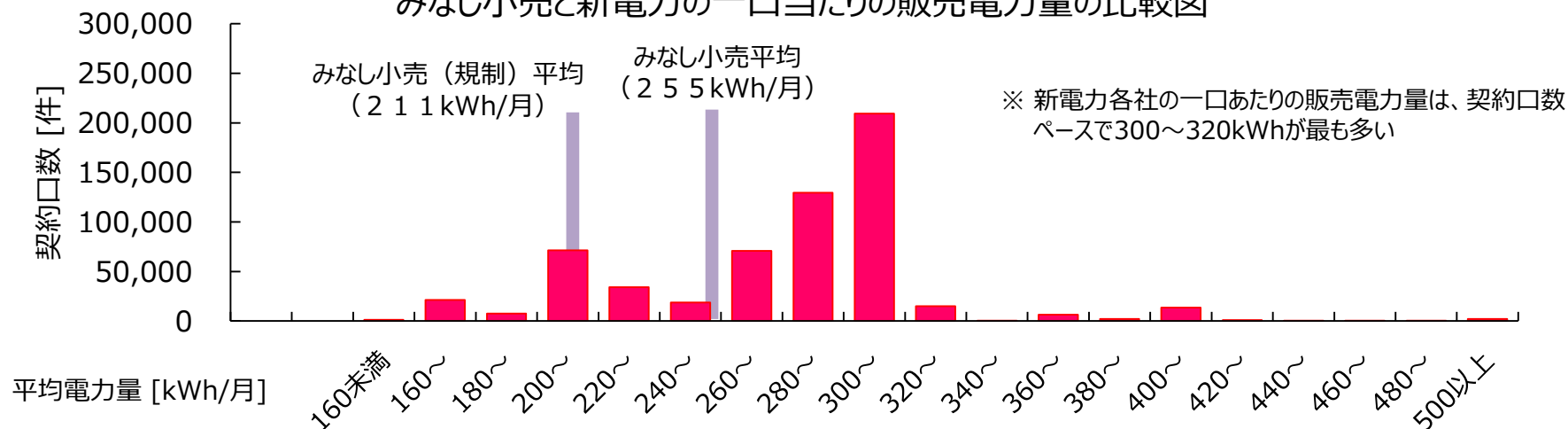


# スイッチングを行った需要家の電力使用量及び電気料金

- 新電力に契約を切り替えた需要家の月平均の電力使用量は約280kWhであり、規制料金の需要家に比べて約3割多くなっている。
- また、新電力の電気料金単価は、規制料金に比べて約7%低くなっている。

	みなし小売（規制）	みなし小売（自由）	みなし小売（合計）	新電力
販売電力量	1 5 6 億kWh	6 0 億kWh	2 1 5 億kWh	1. 7 億kWh
販売額	3, 6 6 8 億円	9 7 2 億円	4, 6 4 0 億円	3 7 億円
販売単価（kWh）	2 3. 6 円	1 6. 2 円	2 1. 5 円	2 1. 9 円
契約口数	7, 3 7 1 万件	1, 0 8 8 万件	8, 4 5 9 万件	6 1 万件
販売電力量（一口）	2 1 1 kWh	5 5 1 kWh	2 5 5 kWh	2 8 1 kWh
販売額（一口）	4, 9 7 6 円	8, 9 2 8 円	5, 4 8 4 円	6, 1 5 1 円

みなし小売と新電力の一口当たりの販売電力量の比較図



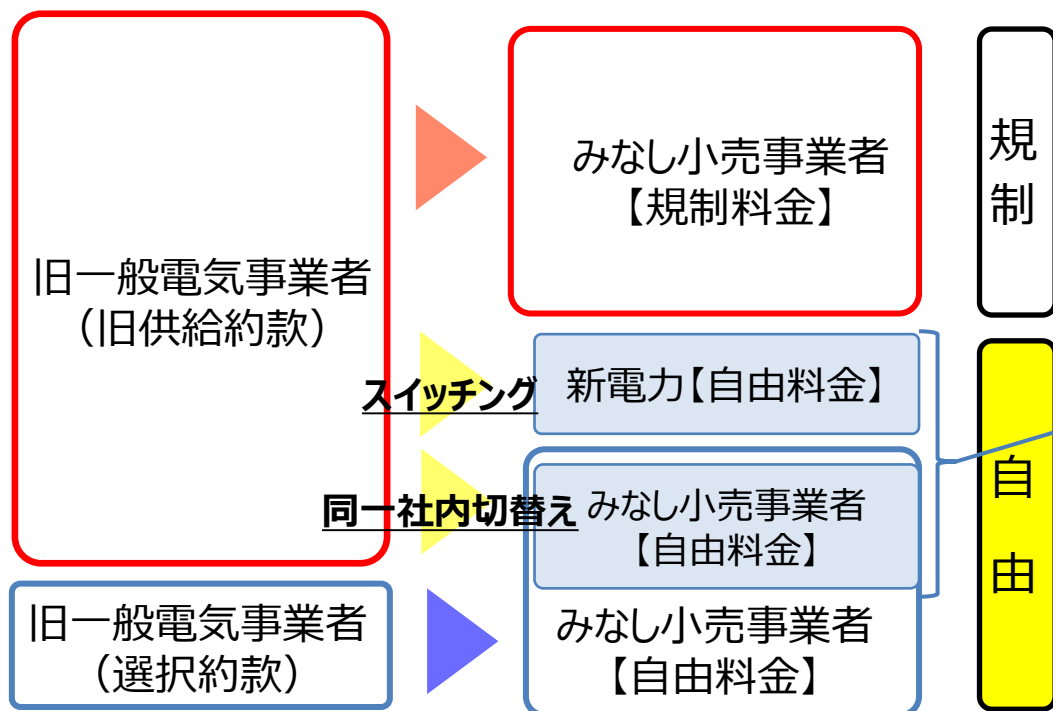
# 低圧需要の切替え状況（5月実績）

- 5月時点において、低圧の販売電力量に占める自由料金の割合は全体の約3割※となっている。

※従来規制料金であった選択約款が、全面自由化に伴い、自動的に自由料金に移行したことによる影響が大きく、選択約款を除いた自由料金の割合は全体の約5%となっている（p6参照）。

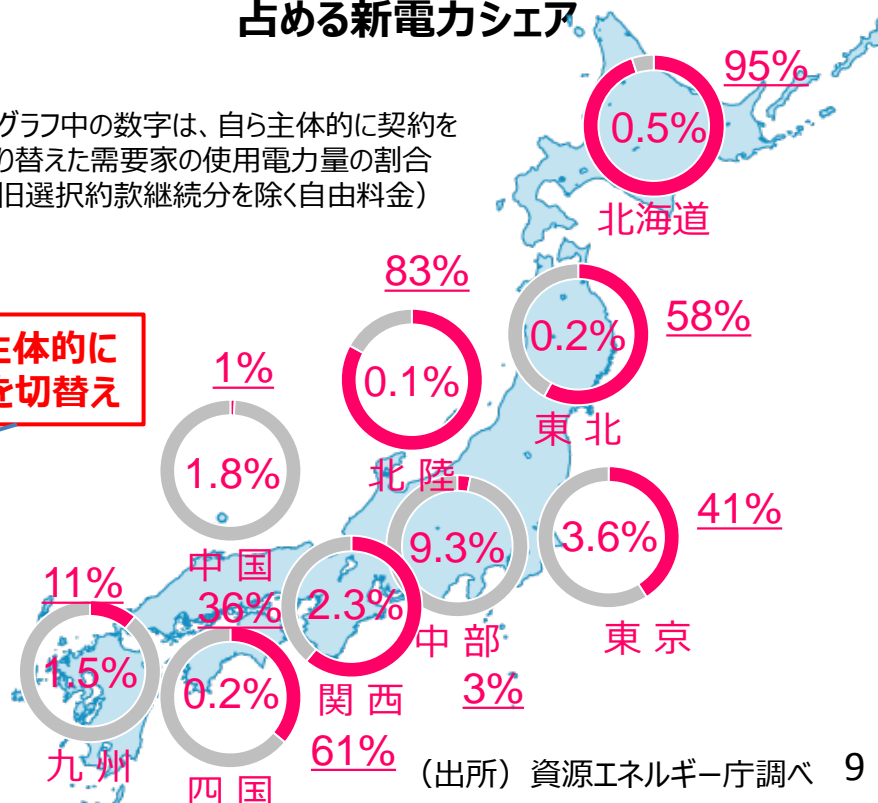
- 4月以降、自ら主体的に自由料金に契約を切り替えた需要家のうち、新電力へのスイッチングと旧一般電気事業者内での切替を比較すると、北海道、北陸、関西、東北の順に新電力へのスイッチング比率が高くなっている。

## 小売全面自由化に伴う低圧分野の契約切替え



## 低圧自由料金（旧選択約款除く）に占める新電力シェア

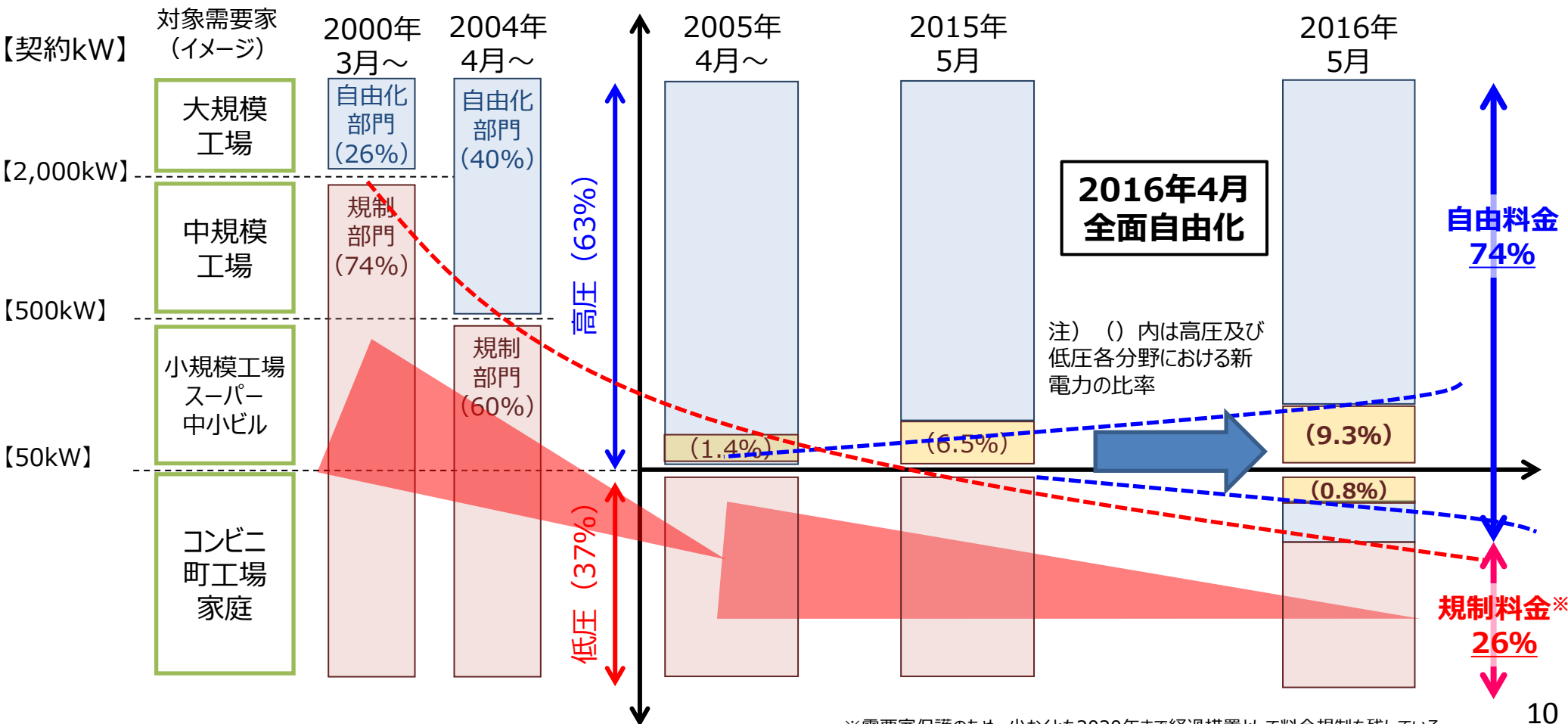
※ 円グラフ中の数字は、自ら主体的に契約を切り替えた需要家の使用電力量の割合（旧選択約款継続分を除く自由料金）



自ら主体的に契約を切替え

# 小売自由化による規制料金の段階的縮小

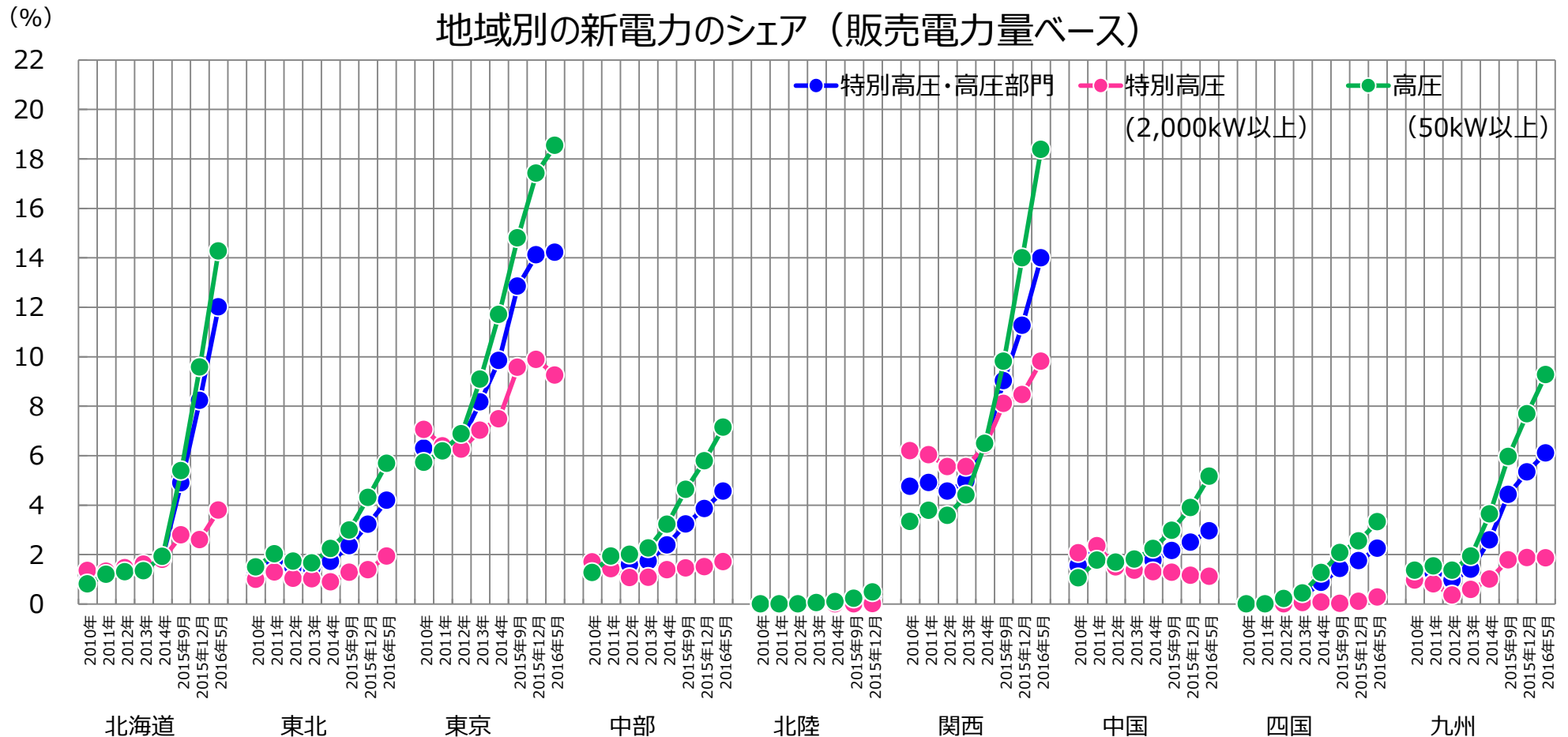
- 2000年以降、小売市場は段階的に自由化され、本年4月の全面自由化後、5月時点での自由料金の比率は7割を超え、規制料金は26%に縮小している。
- 本年4月までに既に自由化していた高圧（特別高圧を含む）分野における直近の新電力シェアは、過去最高の9.3%となっている。



※需要家保護のため、少なくとも2020年まで経過措置として料金規制を残している。

# 地域別の新電力シェア（高圧部門）

- 高圧（特別高圧を含む）分野では、一部地域を除き、過去2～3年間で新電力のシェアは大きく増加している。
- 本年5月の東京電力管内及び関西電力管内における新電力のシェアは、過去最高の約14%となっている。



# みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）による域外進出の状況

- 6月時点での自らの供給区域外におけるみなし小売電気事業者※の販売電力量は、各社合計で約2.3億kWhであり、これは新電力の販売電力量の約5%程度に相当する。 ※みなし小売電気事業者の100%子会社を含む。
- 域外のみなし小売電気事業者による販売電力量が最も多いのは東京電力管内であるが（約9千万kWh：域内販売電力量合計の約0.5%程度）、低圧に限ると、関西電力管内での電力販売量が最も多い（約320万kWh）。

## みなし小売電気事業者の旧供給区域における他みなし小売電気事業者の販売電力量

(単位：10<sup>3</sup> kWh)

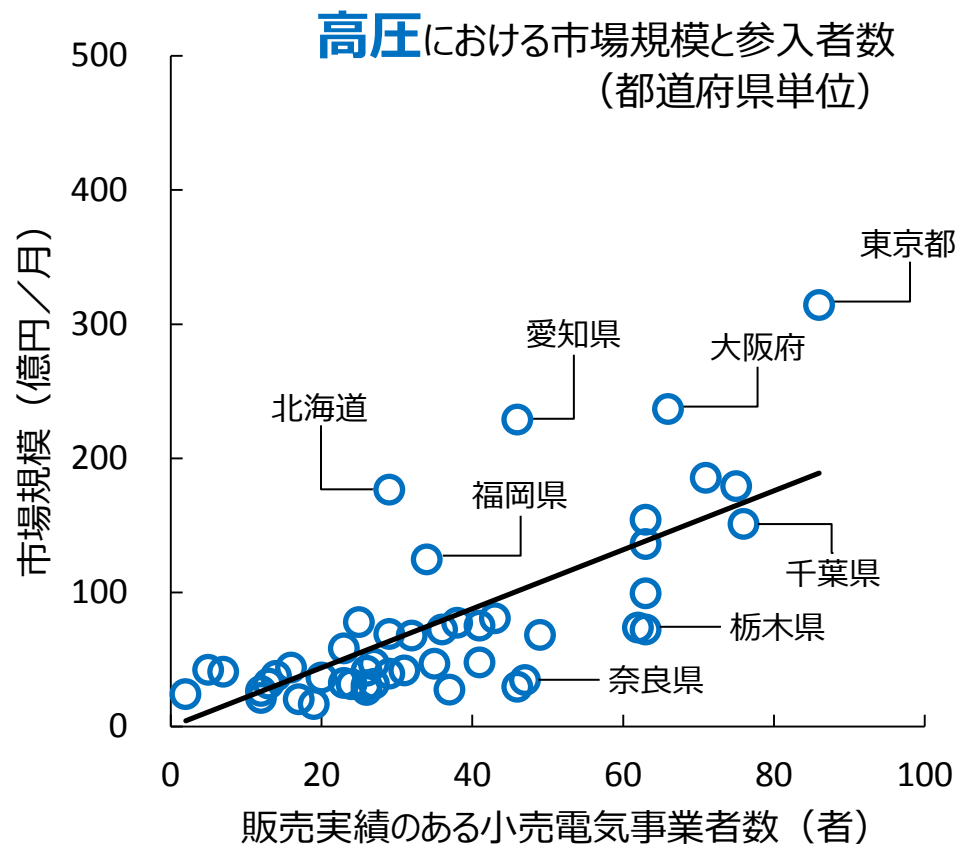
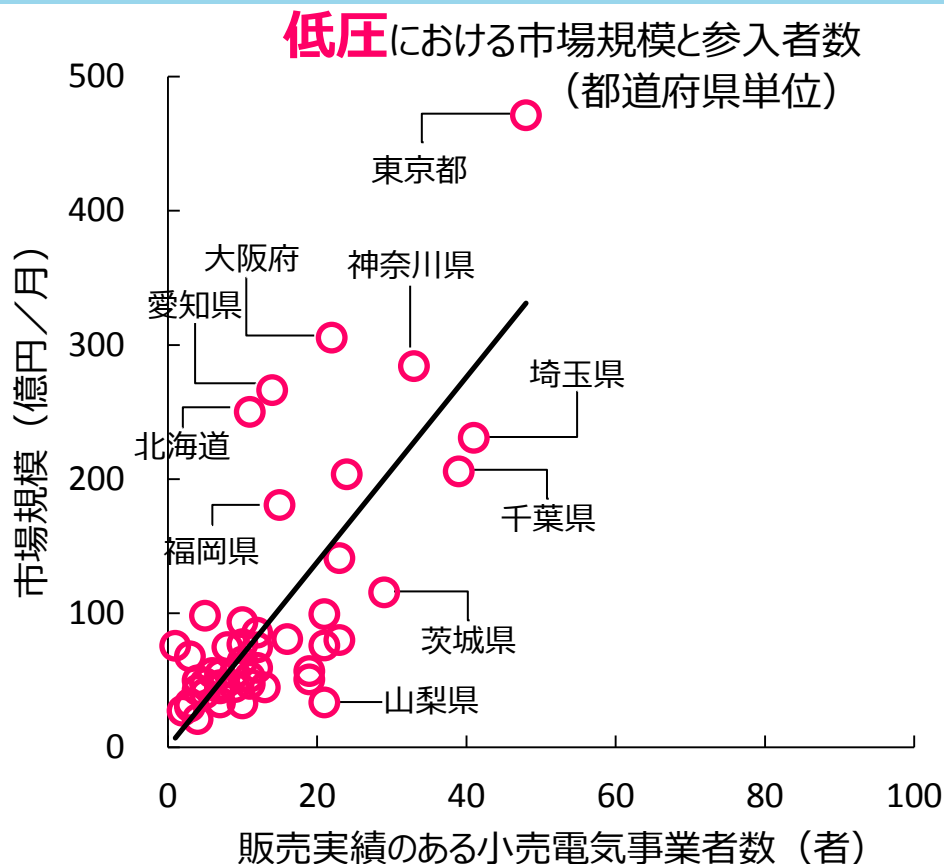
	北海道区域	東北区域	東京区域	中部区域	北陸区域	関西区域	中国区域	四国区域	九州区域	沖縄区域	合計
特別高圧	6,383	513	12,986	3,689	0	12,142	0	0	0	0	35,713
高圧	18,583	7,661	77,564	17,934	0	68,010	631	0	0	0	190,383
低圧	0	0	443	569	0	3,198	0	0	0	0	4,210
合計	24,966	8,174	90,993	22,192	0	83,350	631	0	0	0	230,306

注) みなし小売電気事業者の100%出資子会社による親会社の旧供給区域外における販売電力量を含む。

(出所) 電力・ガス取引監視等委員会 電力取引報 (28年6月実績)

# 都道府県単位の市場規模と参入者数

- 都道府県別の市場規模と参入者数を比較すると、特に市場規模の大きい首都圏への参入が多くなっている。
- 自由化後10年以上が経過している高圧分野（特別高圧を除く）と比較すると、4月に自由化したばかりの低圧部門の市場規模に対する参入者数は概ね半数以下となっている。

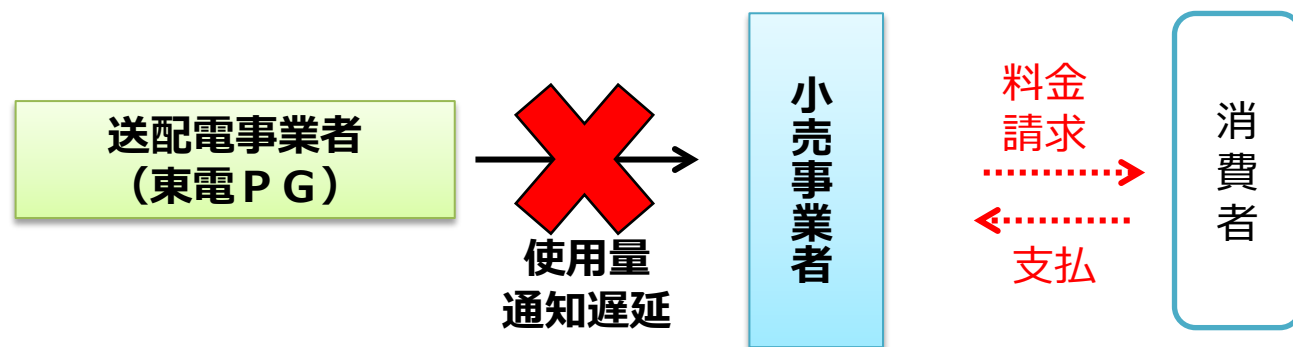


注) 市場規模は、各都道府県の販売電力量（電力調査統計 5月実績）に一般送配電事業者の供給区域ごとの販売単価（電力取引報 5月実績）をかけて算出（2つ以上の供給区域を含む県は、供給量の多い供給区域の販売単価を使用）

## **2. 東京電力パワーグリッドにおける 電気使用量の通知遅延等**

# 東京電力パワーグリッド株式会社における電気使用量の通知遅延

- 東京電力パワーグリッド株式会社（東電 P G）において、システムの不具合等により、電気使用量の小売事業者への通知が最大 4 か月以上遅延。  
※本年 4 月の小売自由化に伴い、各需要家の電気使用量は、毎月、送配電事業者（東電 P G 等）が検針し、小売事業者へ通知する仕組みとなった。
- その結果、小売事業者から最終需要家に対する電気代の請求が遅れるなどの影響が生じている。（8月25日時点の未通知件数：19,132件）
- このため、6月17日、電力・ガス取引監視等委員会が東電 P G に対して業務改善勧告を发出。本勧告に基づき、同社は7月1日付けで改善計画を策定し、8月末までの通知遅延の解消に取り組んでいるが、今のペースでは達成が困難と見込まれたため、更なる人員増強等を実施。





# 電気使用量の確定通知遅延の概要

- 確定通知遅延の主な原因は以下の3点であり、暫定的に人手による対策を実施。
- 更に恒久対策として以下のシステム対策を検討中。

主な発生原因	実施中の対策	恒久対策
①【取替未整理】スイッチング時に旧型計器からスマートメータに取り替えた際の登録遅延・情報消失 人手起因	✓取替情報の迅速かつ確実な登録の徹底 ✓現地計器確認スケジュールの前倒し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計器取り替え時の指針のシステムによる早期保全（10月末日途）</li> <li>• 人手によるデータ補正処理をシステム化により効率化（10月末日途）</li> <li>• システム内のデータを正しく同期するようシステム改修（年内完了目途）</li> </ul>
②【人手を要するデータ補正処理】の不備 ・スマートメータデータの欠落補完 ・多様な契約変更処理 人手起因	✓リモート検針・現地出向によるデータ再収集 ✓人手によるデータ補完処理の要員の増加	
③システム内のデータベース間で計器取替データが正しく同期されず、使用量データが連携されない システム起因	✓システム内のデータ不整合の人手による補正	

# (参考) 遅延の主な要因

- 東電 P G によると、遅延の主な要因は、旧型計器からスマートメーターへの切替時の情報・登録の錯綜・遅延等により、新たに整備した託送業務システム内のデータ処理が滞留し、円滑にアウトプットできないことによるもの。

## 遅延の原因の例

### ① システムに必要なデータが入っているが月間確定使用量がアウトプットされないケース

#### ・プログラムの不具合

- メーター交換の日付が契約日より遅い等、特定のケースにおいてデータ処理が正常に行われない

#### ・データベース ( D B ) 間の登録情報が不整合なためエラーとして処理されアウトプットされない

- 契約開始日等の登録情報の不整合 ( データベース間での登録内容の差異、等 )
- 計器交換データの不整合 ( 交換情報の入力忘れ、検針日の設定違い、等 )

#### ・検針値管理 D B のデータが何らかの理由により、託送契約・料金 D B に連携されない

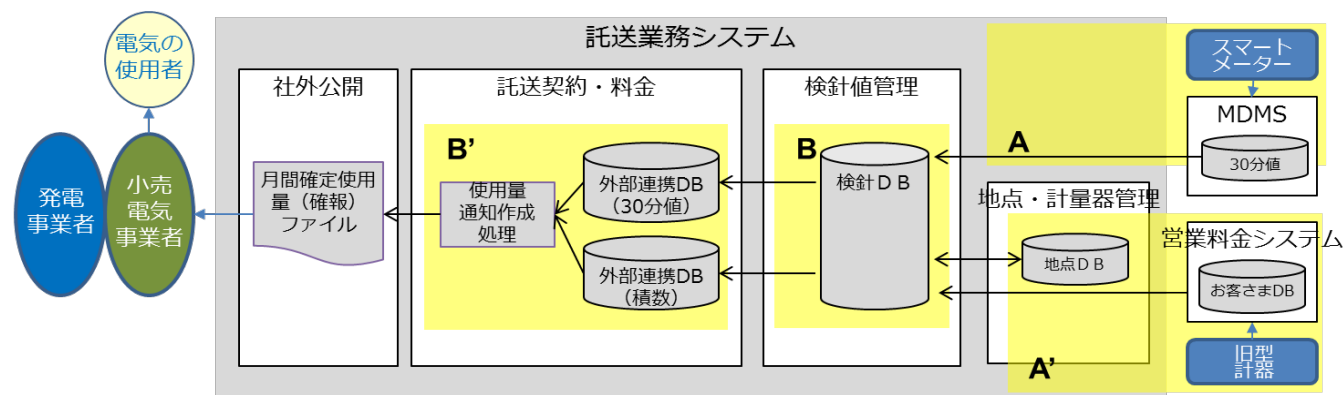
### ② システムに必要なデータが入っていないケース

#### ・旧型計器からスマートメーターに交換した際に必要な情報が登録されていない

#### ・旧型計器から交換した際にスマートメーターの時刻設定等を誤った

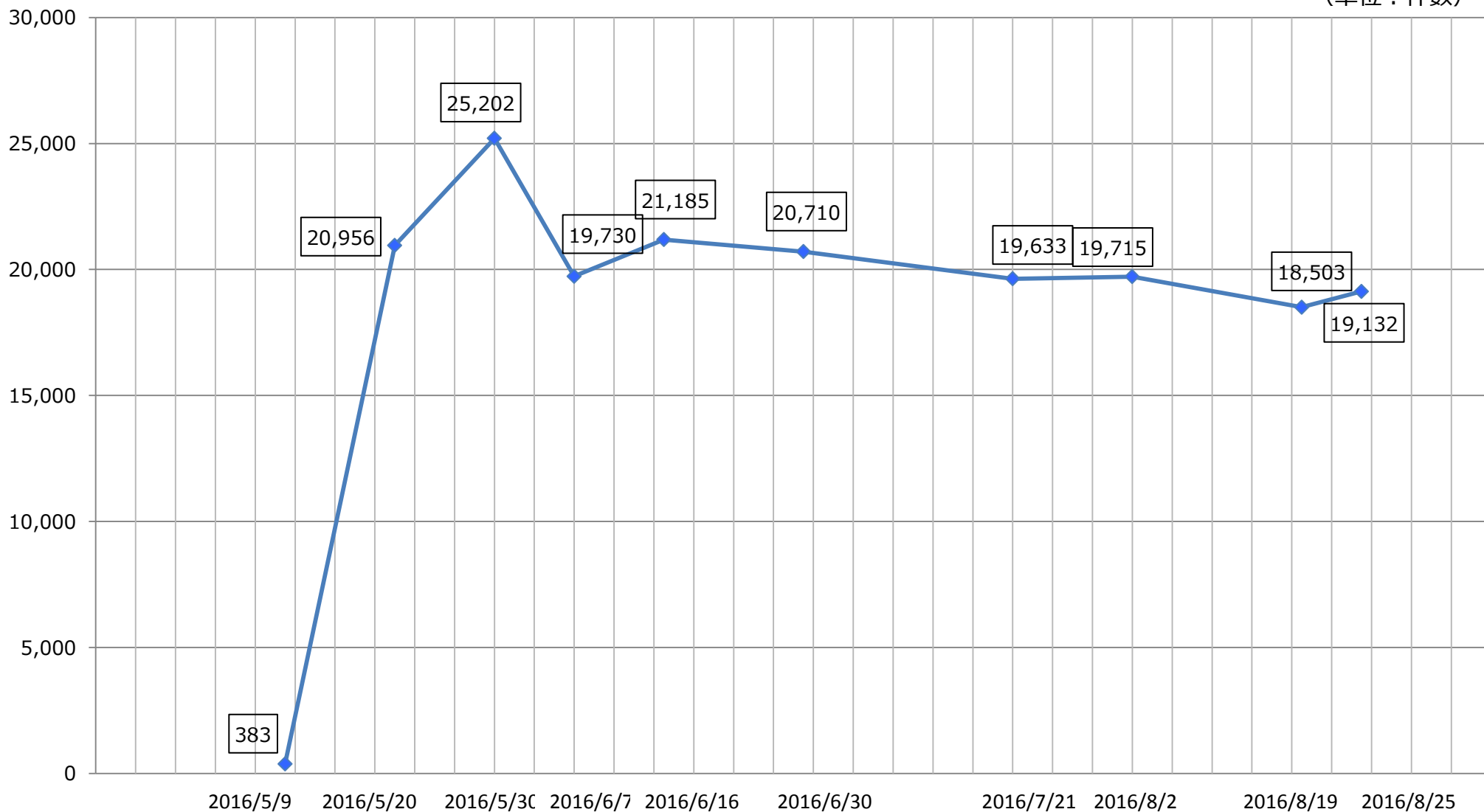
#### ・旧型計器の 3 0 分使用電力量プロファイリング処理の遅れ ( 時間帯別メニュー分 )

#### ・スマートメーターの通信不良等によるデータの一部欠落



# (参考) 東京電力パワーグリッドにおける未通知件数の推移

(単位：件数)



(出所) 東京電力パワーグリッド報告書

# 東京電力パワーグリッドにおけるスマートメーターの設置状況

- 4月の小売全面自由化に際し、東京電力管内においては、工事力確保の遅れなどにより、契約切替を希望する需要家に対するスマートメーター設置の遅れが発生。
- その後、東京電力P Gにおいては、作業員の増員等の対策により遅延解消を進めた結果、7月下旬以降、特殊なケース等を除き、標準的な期間（申込みから2週間程度）で設置工事が可能となっている。

